

様式第3号（第8条関係）

会 議 録

| | | | | | | |
|--------------------|---|-------|-----|------------------|--------|---|
| 会 議 名 | 令和5年度第1回東松山市下水道事業審議会 | | | | | |
| 開 催 日 時 | 令和5年8月8日（火） | | | 開 会 | 13時25分 | |
| | | | | 閉 会 | 14時35分 | |
| 開 催 場 所 | 総合会館3階 302会議室 | | | | | |
| 会 議 次 第 | 1 開 会 2 あいさつ 3 会長及び会長職務代理の選任について 4 議 題 諮問事項 東松山市下水道事業受益者負担金単位負担金額について（第7負担区） 5 そ の 他 6 閉 会 | | | | | |
| 公開・非公開の別 | 公 開 | | 傍聴者 | 0人 | | |
| 非公開の理由 （非公開の場合） | — | | | | | |
| 委員出席状況 | 第1号委員 | 野口 健吉 | 出 | 第3号委員 | 大島 勤 | 出 |
| | 〃 | 中嶋 亮順 | 出 | 〃 | 荻野 紘 | 出 |
| | 〃 | 新井 浩 | 出 | 〃 | 中西 清司 | 出 |
| | 〃 | 根岸 富夫 | 出 | 〃 | 吉田 稔 | 欠 |
| | 第3号委員 | 久保 英記 | 出 | | | |
| 市出席者 （事務局） | 東松山市長 森田 光一 | | | 下水道施設課副課長 曾根 啓之 | | |
| | 建設部長 岩田 巧 | | | 上下水道経営課副主幹 吉田 元気 | | |
| | 建設部次長 町田 和行 | | | 上下水道経営課主査 上野 和久 | | |
| | 上下水道経営課長 橋本 哲浩 | | | 上下水道経営課主任 宮川 敦史 | | |
| | 下水道施設課長 矢部 克昌 | | | 上下水道経営課主任 小田切 駿介 | | |
| | 上下水道経営課副課長 高木 啓至 | | | | | |

| | |
|----------------------------|---|
| <p>1 開 会</p> | <p>(事務局開会宣言)</p> <p>町田次長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の出席状況の報告 ・1号、3号委員紹介 |
| <p>2 あいさつ</p> | <p>森田市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森田市長あいさつ (あいさつ後、退席) <p>町田次長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席職員の紹介 ・配布資料の確認 <p>橋本課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東松山市下水道事業審議会の説明 <p>町田次長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮議長に岩田部長を選出 |
| <p>3 会長及び会長職務代理の選任について</p> | <p>岩田部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開及び傍聴人の有無について確認 ・会長選出 (野口委員を会長に選出) ・野口会長 あいさつ <p>野口会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長職務代理に新井委員を指名 ・議事録署名委員に中嶋委員及び久保委員を指名 |

| | |
|---|--|
| <p>4 議題</p> <p>諮問事項</p> <p>東松山市下水道事業受益者負担金単位負担金額について（第7負担区）</p> | <p>橋本課長</p> <p>・東松山市下水道事業受益者負担金単位負担金額について（第7負担区）について説明</p> <p>【質疑応答】</p> <p>大島委員</p> <p>第1負担区から第7負担区までそれぞれ単位負担金額の差が大きいが、当該負担区の住民の理解をどのように得るか。</p> <p>橋本課長</p> <p>第7負担区の算定において、過去に実施した第6負担区までと同様の算定方法で行っており、平等である旨を丁寧に説明したい。</p> <p>大島委員</p> <p>地域からの金額に対する反対意見、支払い能力の問題、生活状況による下水道の必要性などの問題が生ずる。</p> <p>野口会長</p> <p>大島委員からのご提案を加味し、十分説明して納得いただくよう対応していただきたい。</p> <p>中西委員</p> <p>負担区全体面積と末端管渠整備費は比例しないという説明だが、主な要因は何か。</p> <p>橋本課長</p> <p>第5負担区及び第6負担区と比較すると、第7負担区は資材費や人件費が高騰している。また面積に対する管渠整備区間の延長が長いことも事業費が高い要因となっている。</p> |
|---|--|

荻野委員

算定に当たっては、資材費や人件費、地盤等についての補正など考慮は行わないのか。また資材費や人件費は施工時期によって大きく変動することを市はどのように説明していくのか。

久保委員

工事の施工順は市が判断する。工事の順番により工事費等が変動し、負担金が増えることを理解できるような説明資料を作成していただきたい。

矢部課長

第7負担区は土地区画整理事業が終了している地区である。各区画が小さく道路が細かく存在するため、地区内の下水道管の延長が長く、事業費が大きい。一方で和泉町地区など土地区画整理事業未実施地区については各区画が大きく、後ほど個人負担で下水道管など整備する必要がある。物価と土地区画整理事業、社会情勢に合わせた負担が公平である。

久保委員

説明は理解したが、工事の順番により、負担額が大きく変動するのは理解しがたい。

荻野委員

地権者としては条件が良いときに実施してほしいものである。予算の問題があるので順序をつける必要があることも理解できる。順序付けなども市民に対して丁寧に説明する必要がある。

荻野委員

第4負担区の単位負担金額が他の地区と比べ高いが要因は。

| | |
|--|---|
| | <p>矢部課長</p> <p>第4負担区についても第7負担区と同様に土地区画整理事業を行った後に下水道を整備したためである。</p> <p>荻野委員</p> <p>資料を事前に送付いただいたが、土地区画整理事業の件なども記載していただきたかった。</p> <p>久保委員</p> <p>全国的に下水道事業は実施しているが、受益者負担金額が大きくなった場合の是正策などはあるのか。</p> <p>町田次長</p> <p>県内の受益者負担金単位負担金額の平均は550円程度であり、1,000円程度の単位負担金額の場合もある。地域特性や土地の形状、区画整理の状況等により算定されるものである。</p> <p>久保委員</p> <p>算定された受益者負担金額によっては平均値などを利用して価格上昇を補正するような策はないのか。</p> <p>町田次長</p> <p>補正を一度利用すると、物価の上昇時と下落時の設定方法に課題があり、現在の社会情勢に照らした単位負担金額は公平であると考え。わかりにくい部分も多いので今回いただいた意見を参考に市民が理解しやすい資料等を作成し、丁寧に説明していく。</p> |
|--|---|

中西委員

沢口殿山地区では平成29年に下水道事業について説明をいただいた際に、受益者負担金単位負担金額は和泉町と同程度の280円という試算であった。今回の640円とはかなり差があるため住民に納得できるような説明をいただきたい。

野口議長

受益者負担金のことなので理解しやすい資料を作成して丁寧に説明していただきたい。

岩田部長

委員の皆さまから根拠資料の必要性など指摘をいただいたので反映させ、市民に対して640円が妥当であることをしっかり説明し、理解していただくよう努める。

中西委員

高齢者のみの世帯など家族構成によってはかなりの負担感であり、下水道整備により得られる利益と負担を考慮すると納得できない部分である。

野口議長

現状の生活で十分という市民もおられると思うので、納得できるような説明資料を作成し、説明会など開催していただきたい。

大島委員

受益者負担金が支払えない場合の対応を伺いたい。

| | |
|--|--|
| | <p>吉田副主幹</p> <p>手続きとしては督促状、催告書の発送などだが、個別の状況を勘案して支払い回数を増やして、1回あたりの負担を減らすなど個別対応する。</p> <p>大島委員</p> <p>差押え可能な債権なのか。</p> <p>吉田副主幹</p> <p>可能な債権であるが、積極的に差押えを実施するわけではなく、個別対応している。</p> <p>大島委員</p> <p>過去に未納となっている債権はあるのか。</p> <p>吉田副主幹</p> <p>第5及び第6負担区について、未納となって時効を向かえた債権はない。</p> <p>久保委員</p> <p>第5負担区と第7負担区で負担金が2.5倍であるので負担感は大きいと思うので、しっかりした説明資料を作成いただきたい。個人的には移動平均などを利用することも検討すべきと考える。</p> <p>大島委員</p> <p>土地区画整理事業区内は敷地面積が小さく、単位負担金額は高い。土地区画整理事業未実施の地域は敷地が比較的大きく、単位負担金額が低い。結果として各自の負担は同程度であることは理解できたので単価の説明はしっかり行ってほしい。</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>新井委員</p> <p>道路整備を行う場合、素案作成、説明会、公聴会から整備案、都市計画図書を作成し、縦覧及び意見書を踏まえて都市計画審議会に諮る流れであるが、受益者負担金について住民意見を得る機会はあるのか。</p> <p>矢部課長</p> <p>受益者負担金に特化したものはないが、下水道事業も全体計画について都市計画法に基づく手続きにより住民意見を得る機会はある。</p> <p>新井委員</p> <p>受益者負担金に関する意見を聞く場面はないのか。</p> <p>矢部課長</p> <p>基準に基づき決定するものであるため、地権者へは決定した受益者負担金額の説明を行うこととなる。</p> <p>野口議長</p> <p>今回いただいた質問や意見を参考に対象地域の地権者への説明会等を実施していただきたい。</p> <p>野口議長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東松山市下水道事業受益者負担金単位負担金額について（第7負担区）について採決・（異議なし） ・ 後日市長に答申する旨報告 ・ 諮問事項の審議終了 |
|--|--|

| | |
|--------------|---|
| <p>5 その他</p> | <p>【委員より質疑】</p> <p>大島委員</p> <p>地域の集会所などの施設に対する受益者負担金の減免制度はあるのか。</p> <p>吉田副主幹</p> <p>東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程に基づき地区、町会等が所有し、会館集会所等の用に供する土地について50%減免することができる。</p> <p>大島委員</p> <p>私道で共有名義の場合受益者負担金が代表者に請求され、領収書は代表者名義となるが、代表者以外の共有者に領収書を出すことは可能か。</p> <p>吉田副主幹</p> <p>受益者負担金を当初賦課する際に、申告書を送付し、代表者を決めていただいている。</p> <p>高木副課長</p> <p>持ち分に応じた請求を希望する場合は個別対応するので市へ相談してほしい。</p> <p>大島委員</p> <p>代表者がすでに受益者負担金を支払った場合に、他の共有者に市が領収書を出すことは可能か。</p> |
|--------------|---|

| | |
|--|--|
| <p>6 閉会</p> | <p>矢部課長</p> <p>代表者が支払った場合の個々の負担額を市は把握しておらず、共有者に領収書を出すことはできないため、共有者分の領収書については代表者が作成していただきたい。</p> <p>【事務局より連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度中に下水道事業審議会へ諮問を予定している案件はない。 ・審議会開催の際は、別途連絡する。 <p>町田次長 (事務局開会宣言)</p> |
| <p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>令和5年8月21日</p> <p style="text-align: center;">署名委員 中嶋 亮順</p> <p>令和5年8月22日</p> <p style="text-align: center;">署名委員 久保 英記</p> | |